

令和6年度第25回四国地方整備局幹部と建専連・四国建専連幹部等との
意見交換会

日時：令和6年6月27日（木）15：30～17：00

場所：ホテルパールガーデン 2階「讃岐A」

【共通テーマ1】

【議題】

「労務費の基準」の担保等について

【趣旨】

建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習となって繰り返されており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となってきました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法等の改正がなされる方向となりました。

そこで、以下についてお願いするものです。

①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していく所存です。

【（一社）四国建設躯体工事業連合会 要望】

共通テーマといたしまして、「『労務費の基準』の担保等について」、御質問申し上げます。

建設業は、仕事量の繁閑により請負価格が乱高下するような安値による受発注が商慣習となって繰り返されており、このことが技能者の固定給を引き上げられない要因となって

きました。このような現状を持続可能な建設業に向けた環境整備検討会の提言に基づき、中央建設業審議会（中建審）で議論していただき、労務費等の確保と行き渡りのため、中建審が労務費の基準を作成・勧告し、受注者及び注文者の双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止（違反受発注者には国土交通大臣等が勧告）するといった内容の建設業法等の改正がなされる方向となりました。

そこで、以下についてお願いするものです。

①今回の制度を実効性あるものにするために、民間工事においても労務費の基準がしっかり担保されるよう、強固なチェック体制を整備していただきたい。

②立入調査などの際に建設業者等の関係者に対し、低価格競争から質の競争へとマインドを変えていただくよう、御指導いただきたい。

③上記①及び②の取組は、地方自治体や民間発注者の理解が大変重要であり、ひいては我が国の経済再生にも関係してくることから、国のリーダーシップでぜひとも御指導いただきたい。

建専連としても、まずは全産業平均並みの処遇改善を目指し、将来的には欧米並みの賃金を目指して尽力していく所存です。

以上です。

【四国地方整備局建政部 回答】

お話は3つほどあったかと思えます。まず1点目についてでございますけれども、そもそも建設業労働者の処遇改善につきましては、公共工事はもとより、これは当然として民間工事においても適正な労務費の確保、それから行き渡りを担保する、これが重要であると認識しております。そのためには、当然のことながら民間発注者の皆様にも御協力、御理解をいただくことが必要不可欠であると認識しています。

適正な労務費等の確保と行き渡りの確認のため、個々の契約において労務費の基準を著しく下回る契約となっていないか等について、先ほど私どもの島田のほうから、建設Gメンによる実地調査云々という話がありましたが、建設Gメンが実地調査を行いまして、改善指導を通じて取引の適正化を図っていくこととなっています。このため、今年度この実地調査と改善指導の充実を図るため体制の強化を図ったところでございます。今日出席しております私の一番右におる適正契約推進官はその一官でございます。

今申し上げました建設Gメンによる実地調査は、広く取引実態を把握した上でその後の

指導改善につなげていく観点から、特定の規模の工事とか建設業者あるいは時期、そういったものに限定するというのではなく、民間工事も含め広く業界全体を対象に実施するというを予定しております。今申し上げました建設Gメンの調査をより効率的に行うため、従来からやっております駆け込みホットラインに寄せられた通報、書面調査を通じて把握した違反疑義情報を活用しまして、違反の恐れがあるものを優先して、つまり、めり張りをつけてということになりますけれども、そうしたことで実地調査を行い、運用の工夫を行いながら実効性を担保してまいりたいと考えております。1つ目の御質問、御要望につきましてはこうでございます。

それから、2つ目でございます。2つ目の話につきましては、そもそもの話から始めさせていただきますが、公正な評価に基づく適正な賃金の支払いとか労働者の適正な処遇の確保に当たっては、賃金の引上げの原資となる労務費が確保され、労働者に適切な賃金水準で賃金が行き渡るようにするとともに、建設生産物の施工品質あるいは安全性を確保するため、発注者と元請者における契約だけでなく、元請業者と下請業者の契約においても適正な工期による請負契約が重要であると私どもは考えております。

建設Gメンによる実地調査では、元請・下請の双方に対し労務費の交渉による法令順守の徹底を強く求めるとともに、仮にルールを守らず下請契約を結ぶ場合に監督処分の対象になり得ることを広く関係者に周知徹底をしております。その際どのような行為が違反となる可能性があるかをガイドラインで具体的に示すことで新たなルールの徹底をより効率的に行ってまいります。

それとともに、私ども整備局といたしましては、実地調査に加え法令順守講習会、これは従来からやっております講習会でございますけれども、そうした場を通じて労務費の基準を著しく下回る契約の禁止、工期ダンピング、著しく短い工期による契約の禁止でございますけれども、さらには「労務費の適正な転嫁のための価格交渉に関する指針」に基づく取組が行われているか確認を行うなど周知徹底に努めてまいります。こうした活動を通じまして、いわゆる過度な価格競争、低価格競争という言葉が使われておりますけれども、そういったことから質の競争へ転換がなされていくことが期待されるのではないかと私どもも期待をしているところであります。

最後3つ目のお話でございますけれども、今申し上げた取組に当たりましては、当然地方自治体あるいは民間発注者の皆様を含むサプライチェーン全体の御理解、御協力が必要になってくると私どもは考えております。市町村の入札契約の取組改善につきましては、令和

3年あるいは4年、さらには5年、全国の都道府県におきましていわゆる都道府県公契連を開催していきまして、その中で国土交通省本省から全国の首長さんに対して直接説明、働きかけを実施しているところであります。

私ども地方整備局といたしましても引き続き国土交通本省の指導の下、関係する公正取引委員会あるいは厚生労働省、四国の場合は労働局となりますけれども、そういったところ、あるいは中小企業庁と連携し、指導や監督に努めてまいりたいと考えているところでございます。

お話は以上でございます。

【(一社) 四国建設躯体工事業連合会 要望】

ちょっと補足させていただきたいのですけれども、今のこの内容というのは非常に大切なことではあるのですが、現状をちょっとお話しさせていただければと思うのですけれども、実際我々の現場、おのおのの工事での契約に際しまして、元請さんの考え方というのは、基本的には請負工事にあつて、いろいろな工種もあつて、その中で歩掛りであり、人件費であり、機械損料であり、資材が入っているのですけれども、その中でトータルの金額が決まってくるのですが、元請さんの感覚としては、基本的に全て含めて我々の工種全体で幾らという予算管理しかされないもので、この歩掛りがどうであるとか労務単価がどうであるとか、そういうものを積み重ねると、このお金がどうしてもこの金額になりますという議論は若干はしますが、最終的にはトータル予算は幾らだと。そういう慣習が非常にこの業界に多いのですね。

その結果、社会保険に関してもあれだけ厳しく指導していただいておりますが、実質は我々も社会保険等は最近別明記していただけるようになってはいますが、その上でトータルの金額が幾らという管理のされ方をされるので、実効性がそこで非常に薄らいでしまうと。人件費も頻りに近年労務単価を非常に上げていただいて、我々もそれは喜んでおるのですが、実際に我々の受注するに於いての算定がやはりトータルの金額で幾らだということなので、物すごくその影響が、せつかくのその効果が非常に薄くなってしまいます。

この慣習を、それがかつてから随分久しいのですけれども、言われている標準見積りというのはもっと厳しくそれを中心に踏まえてお互いが話できるような形にするのか、何かこの形がない限りは、常に元請さんは鉄筋は幾ら、とび・土工事は幾らと、全ておのおの工種で予算を管理されて、中身に関しては、話合いはするけれども、結局契約の上ではそれがなか

なか反映されないというのが現状であります。それだけちょっとお伝えできればと思って
おります。

【四国地方整備局建政部 回答】

丁寧な御説明をありがとうございました。平たく言えば一式という形で管理されていて、
その一式の下で議論がされているのでなかなか議論が進まない、そういうことと受け取り
ました。まさにそういった面を実地調査の側面から賃金がきちっと行き渡っているかとい
ったところについて、今年度から、どこまでできるのかということ、それから、商慣習を
直ちに变えるということはやはり時間がかかるかとは思いますが、私ども一歩一歩努力を
してまいりたいと考えております。

【共通テーマ2】

【議題】

市場の実態に即した工事価格の積算及び調査基準価格や最低制限価格の厳格な運用につい
て

【趣旨】

予算決算及び会計令第80条第2項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役
務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を
考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算については、
物価資料（建設物価や積算資料等）を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資
材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていない
のが現状です。さらに労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工
も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと民間工事においても適切な積算
や対応（最新の取引価格の適切な反映等）をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されました
が、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずし
も工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと思いますので、
より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いするものです。

【(一社) 全国建設室内工事業協会 要望】

それでは、共通テーマ2ということで、今議題は会長のほうから申し上げましたので、早速趣旨のほうに入りたいと思います。

予算決算及び会計令第80条第2項によれば、予定価格は「契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されています。工事価格の積算については、物価資料の建設物価や積算資料等を参考に適切に行われているかと思いますが、最近の資材価格や燃料費等の高騰は目まぐるしく、必ずしも実態が反映されたものとなっていないのが現状です。さらに、労務費も上昇しており、現状の積算・請負代金では工事の円滑な施工も難しくなっていることから、公共工事はもちろんのこと、民間工事においても適切な積算や対応、最新の取引価格の適切な反映等をお願いするものであります。

また、国土交通省の指導により、公共工事における工事価格の歩切りは撤廃されましたが、ダンピング対策の一環としての調査基準価格や最低制限価格の設定は、これまで必ずしも工事の品質や労務費の確保に十分寄与してこなかったのではないかと考えられますので、より一層、同価格の算定等については厳格に運用していただきたくお願いするものでございます。

以上でございます。

【四国地方整備局企画部 回答】

公共工事の発注に当たっては、市場における資材等の取引価格など実態を的確に反映した予定価格を適正に定めるとともに、物価水準の変動が生じたときは適切に設計変更を行うことが重要であると認識しています。毎年全国で実施される労務費調査を初め、四国地方整備局では資材により調査頻度を設定しており、最近の急激な資材価格の変動に対応するため、関係機関と連携を図り変動状況を注視しつつ必要に応じた追加調査の実施など柔軟な対応を検討してまいります。

これまでも受注者が適切な利潤を確保することができるよう実績を反映した施工の実態等を的確に反映した積算基準を適宜見直ししており、適正な予定価格、調査基準価格の設定が行われていると我々は考えております。また、原材料や燃料の単価については、最新の物価資料や見積り徴収等により実勢価格を適切に予定価格に反映するとともに、契約締結後であっても物価水準の変動等により請負代金が不相当となったときは、工事請負契約書第

26 条（スライド条項）に基づき適切に設計変更を実施するよう関係部署に周知しているところですが、引き続き適正な積算に取り組んでまいります。

私からは以上です。

【四国地方整備局建政部 回答】

建政部からもこのことにつきましてお話をさせていただければと思います。

最近の取引価格の適正な反映につきましては、本年2月国交本省から地方公共団体あるいは民間の発注団体、建設業団体に対しまして、建設工事を発注する際は必要な経費を適切に見込んだ適切な価格で請負契約を締結すること、請負契約の締結に至っては、公共・民間それぞれの標準請負契約約款に記載されている請負代金の変更についての条項を適切に設定・運営すること、それから、物価・賃金等の変動を理由とする請負代金の変更に関する協議について柔軟に対応していただくことについて要請しているところでもあります。

先ほど来いろいろ紹介になっています本年6月に成立いたしました改正建設業法におきましても、建設業の担い手を確保するため、労働者の処遇改善に向けた賃金原資の確保と下請事業者までの行き渡り、資材価格転嫁の円滑化による労務費へのしわ寄せ防止が盛り込まれております。この中で、受注者・注文者双方に対して著しく低い労務費等による見積書の作成や変更依頼を禁止、違反者には国交大臣等が勧告するということが盛り込まれております。

整備局におきましては、先ほど来何度も出てはいますが、建設Gメンとして請負代金、労務費、これは法定福利費を含んでおりますけれども、工期を重点項目として、発注者、元請人、下請負人に対して実地調査等を行ってまいります。その中で請負代金に含まれる労務費の算出根拠あるいは妥当性について確認を行い、併せまして資材高騰に伴う請負代金の変更方法の契約書への記載、変更契約の協議の状況、こうしたことにつきましても確認をしてまいります。

こうした調査の中で確認された不適正な行為に対しましては改善指導を通じて適正化を図ってまいりたいと考えているところでもあります。私どもといたしましても引き続き民間発注者等に対しまして適正取引の推進、法令順守の徹底、これらについてしっかりと働きかけを行ってまいりたいと考えております。

私からのお話は以上でございます。

【共通テーマ3】

【議題】

建設キャリアアップシステムによる各種システムの統一的運用について

【趣旨】

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして、建設キャリアアップシステム（CCUS）の運用が始まっています。CCUSは業界初の基本的なインフラとなるシステムとのことですが、現在建設業界向けにほぼ同様のシステムが散在しており、元請総合工事業者ごとに使い分けなければならない状況にあります。

システム間のAPI連携は必ずしも十分ではなく、技能者登録を行うに当たってもシステムごとに同じような入力作業を繰り返し行わなければならないなど、事務の省力化を図る上での大きな妨げとなっています。CCUSによる各種システムの統一的運用を望むものであります。

また、CCUS自体の運用に関しても、次のような課題があり、貴局のご認識をお伺います。

- ・キャリアアップシステムに登録の時間を費やし行っているが 現状メリットとなる部分が見えづらく分かりにくい。
- ・登録で完結ではなく、登録情報の変更、更新等の管理に時間、人件費がかかる。
- ・初回登録料以外にも、更新料・管理者ID利用料等もあり費用がかかる。
- ・技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境の整備というものができていない。
- ・設計労務単価に反映されていない（金・銀・青・白）。
- ・CCUSカードを所持していたら、資格証の携帯が不要にならないか（法改正が必要？）
（例）カードリーダーにかざせば登録内容・資格等が表示されるなど。
- ・マニュアルが膨大過ぎて簡単に理解し切れない。

【日本室内装飾事業協同組合連合会 要望】

「建設キャリアアップシステムによる各システムの統一的運用について」、趣旨を申し上げます。

技能者一人一人の就業履歴や保有資格を登録し、技能の公正な評価、工事の品質向上、

現場の効率化や適切な安全管理などにつながるシステムとして建設キャリアアップシステムの運用が始まっています。キャリアアップシステムは業界初の基本的なインフラとなるシステムとのことですが、現在建設業界向けにほぼ同様のシステムが散在しており、元請総合工事業者ごとに使い分けなければならない状況にあります。

システム間のAPI連携は必ずしも十分ではなく、技能者登録を行うに当たってもシステムごとに同じような入力作業を繰り返し行わなければならないなど、事務の省力化を図る上での大きな妨げとなっています。キャリアアップシステムによる各種システムの統一的運用を望むものであります。

以上です。

【四国地方整備局建政部 回答】

これにつきましても建政部のほうからお話をさせていただければと思います。

「建設キャリアアップシステムによる各システムの統一的運用」ということをごさいます。このテーマをいただいたときに、実態はどうなっているのだという話を私ども事務方を通じて確認させましたところ、御指摘のようにいろいろな手間暇がかかっているということを確認させていただきました。

釈迦に説法ではございますが、1つ申し上げますと、技能者の皆様がこの建設キャリアアップシステムの申請において技能者の基本情報、こうしたものを入力しているといったところではございますが、その情報はシステムのデータベースに蓄積されると聞いておりますけれども、今日ここにお示しいたきましたシステム一覧に記載のあるシステムであっても、別のシステムを使うとなるとその都度また技能者基本情報を入力するという形になっているとお聞きしました。

これは非常に不便であり、何年も何回もやらないかんのかという御指摘は、まさに私もそのとおりだと認識した次第でございます。ただ、現状ではそのシステムが技能者個人を特定するため、あえて置いていることとなっておりますので、現状ではまあまあこれはということなのかなど。ちょっと不便だと、改善の余地はすごくあるのだろうとは思っておりますが、そうしたところかなと思っております。

こうしたことは建設キャリアアップシステムの運営協議会でも認識しているようでございまして、そちらのほうの資料を確認いたしますと、2024年度の事業においては、API事業者間でCCUSに登録された技能者基本情報等の共同利用の実施として、次期システ

ム更新も見据えつつ共同利用するデータ項目、当該API事業者が共同利用できるデータの範囲、データの受渡しの頻度や方法等について、API事業者と契約者、利用者との検討を進めると記載がされておりました。

ただし、これがどうこうということにはなりませんけれども、私どものほうで、今いただきましたご意見あるいはその実態につきまして、私どもが把握した範囲になりますけれども、国交本省を通じまして、一般財団であります建設業振興基金、こちらのほうにしっかりとお伝えしてまいりたいと思っております。できる範囲は限られておりますが、私どもとして精いっぱいのことをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

【建設産業専門団体四国地区連合会 意見】

ありがとうございました。本当の場合がこういうAPIに使うときは、元請の本社が検討を重ねた上に決定をして有無を言わずこれを使えということなのです。そのときに、専門工事業者への相談等はほとんどないのが現状でございます。決まったからには使わなければ駄目、そのソフトを使う契約をしないと契約もできないというような言い方なので、それを元請の本社が採用するときに、専門工事業者の意見を十分聞くようにというような指導もいただきたいなと思います。

スーパーであれ、一般的な通常のゼネコンであれ、その辺りの対応はかなりまちまちであります。下請業者、特に地方へ行くいろいろなゼネコンと取引する専門工事業者が多々ございます。四苦八苦しているという現状がございますので、元請に対してもそういう御指導をお願いしたいなと思っております。よろしく願いいたします。

【建設産業専門団体連合会 意見】

今日の新聞に出ているので、報告ですけれども、CCUSを共通のデータ基盤として3か年計画で今のあるようなことは連携していくというような方向性は出ているということで、我々もそれにのっとり、CCUSに登録するとそこに飛んでくる、連携できるということになっていこうかと思っておりますので、それはもう建専連のほうでぜひともそこを推薦してくれということで声を上げていきたいと思っております。

この3点のテーマに共通してですけれども、Gメンですね。倍ほど増強するということだったのですけれども、四国は何人ぐらいになられるのでしょうか。整備局に配置されるとい

うことみたいですが。——17名おられるのですか。私の認識では日本で一番きついのが四国だと理解しています。というのは、島の中の仕事量の波が相当あるので、先ほどの細谷さんの意見が現実の意見だったと思うのですが、これはどこに行っても感じることですけれども、こういう制度、仕方ないといえれば仕方ないのですけれども、法改正になって制度が変わる、1年半ほどかかる。そこから、では、元請が動き始まるのは、それから見積りをして結局最低でも3年ぐらにかかるとのことです。

しかしながら国の要請は5%を上回る賃上げを今年度しろという要請なのですね。そのギャップが先ほどの声なのです。ですので、それが一番この四国はきついのだと理解していますけれども、このギャップは現実として仕方ない。でも、ちょっとゼネコンさんに対する、元請さんにもいろいろな元請さんもあります。こちらでいくと、スーパーゼネコンさんといっても全然このゼネコンさんみたいな、シェアが相当少なく、やはり地場の方が一番強いのではないかなと思うのですが、地場の元請さん、また、地方自治体の担当者の方、やはり議員に縛られたり、その説明をしなければいかんとかいろいろなことがあろうかと思うのですが、我々の理解では3年ほどかかるので、この3年の間に我々も賃金規程とか就業規則を見直していかないといけないのです。

やはり標準労務費は設計労務単価がベースになっていますので、設計労務単価を技能者に流すということになると相当賃金規程を我々も変えないと追いつかないですし、その準備を3分の1ずつ分けても3年ぐらですので、それぐらで分けてやっていってくださいというお願いをしていこうと思っているのです。ただし、これには元請さんも3年後からスタートするのではなく、今から3年後を見据えて3分の1次ぐらには上げて払ってもらわないと、先にやると我々は潰れてしまうわけですね。当然国も5%以上だということで、恐らく1割以上は上げないと駄目に我々はなってくるので、それでも実質賃金が5%ぐらになるのではないのでしょうか。

ですので、それまでのGメンの方をお願いしたいのですけれども、元請さんに対する指導を、これぐらには言っておかないと駄目だなではなく、相当締め方をきつくしていただきたい。このように変わるんだと。2024年問題だっただけでぎりぎりになって猶予期間を与えられたにもかかわらず、そこからスタートだとほとんどの方が思っているわけですね、元請さんも。さあ、どうしよう、やられんように、つかまらんようにしようかみたいな形なので、今回のこの制度は、標準労務費については、そうなっていくのだから販売行為を助長するのは元請・下請どちらの発意によってもということになっていますので、指し値なんかも

ってのほかだぞと。

見積書にしてもこれは第一見積書なのだろうなと。これはもう受けた下請さんのところにも調査に行くので裏は取るけどねと。この一言で全然違うのですよ。おい、おまえ、これ書き直してこいと言われて、現場にはその書き直させた見積りが第一見積り、これは業者の見積りで端数しか切っていないですよとなっていて、我々が出している見積りははるかにその値段からすると適正なやつを切られているわけですから。ですので、それは見積書として我々もバックボーンで残っていますので、見積りナンバーに枝番号がついているだとか、そこまでやられている。

我々もそういうふうにしてくれというお願いもしていきますので、第一見積りですよねというようなことだとか、ちょっと目線が厳しくなっていくんだよと、今からやったださいよという指導、気持ちを変えていくといいますが、先ほど言われた商環境ががらっと変わるわけですね。決まった金から利益と経費を引いて下に流す、それが予算だ、やるのかやらないのかという、今までそれでもう何十年も来た。しみついているので、それを労務費を固定して経費を積むというような逆の換算になっていきますので、マインドを変えるような、今までと一緒にでは所長がやられますからねと、我々もそれを言っていこうと思うのです。法律を見せて、建設業法をコピーして持って行って、このように変わりました、所長と。コンプライアンスせいというのだったら我々ついていくけれども、うちがやられてもうちは干さないでくださいよ、どうしますかという、やはり所長は人生かけてまではできないので、ただ、我々の仕事を確保するために、守るために取ってきているのだという正義感を持って安値行為をしているわけですよ。これはもう事実なのです。

我々もなかったら困るので、安くても取ってきてくださいといのは全国どこに行ってもある話なのです。これをやはり大きく変えないと、ちゃんとしたところから潰れていくので、ぜひとも元請さんに対してはきつく目線を。このようなことを聞いてきてくれというのは、もう皆さんにどんなことをされているということを密に聞いていただいて指導していただければなど。そうしないとこの商環境は一気には変わらないと思いますので、ぜひともよろしくお願いします。

【建設産業専門団体四国地区連合会】

会長がほとんどのところを言っていたいただきましたが、御存じのように現場には2つ帳簿がございまして、鉄筋は100円だよと言うのですけれども、僕らのところに来るときは80

円になっておったりするので、法定福利費もきちっと明示した見積書を出すのですけれども、実際は法定福利費分は値引きというのが通例という工務店、ゼネコンもございまして、これをGメンの方が行って見抜くのが非常に難しい、タレコミがない限り。そういうのを発見したとしても例えば労働基準監督署みたいに逮捕権があるとか、そんなことではないので、指導ということなので、首をすっ込めて取りつければいいなと思っている監督がいっぱい出てくるのではないかなと。余り劇的に変わるようには感じていないのですけれども、やはりそういったところからそういう目を見ていただいて、ぜひともGメン、十数名ですか、大変な作業だと思いますけれども、助けていただきたいなと思っております。

今岩田会長が言われたように、仕事を安くてもやりますので、取ってください、全然ないのですというのが四国の状況で、四国四県とも工事量がかなり少ないのではないかなと思っておりますので、そういうときには、安くてもやりますから取ってくださいと元請にお願いしようという現状もございまして、これだけは、工事量だけはこちらがどう頑張ってみても増えてこないの、そういう目でぜひ見ていただきたいなと思っております。

テーマの3つは全国共通のテーマでございまして、今回四国四県独自のテーマと各団体をお願いしたのですけれども、出てこなかったの、この場で皆さんおっしゃりたいことがありましたらお聞きしたいと思っております。

【建設産業専門団体四国地区連合会 要望】

キャリアアップシステムとはちょっと違うのですけれども、先ほど会長も言われたのですけれども、法定福利費ですね。私、今年斉藤大臣に直訴いたしまして、何とかこれを別枠、消費税と同じようにしてほしいと。見積りの中へこの法定福利を入れなくてくださいと。そのとき大臣は、それを削るようなことがあったら業法違反だと言って本省のほうへすぐ伝達せいと行っていただいたのですけれども、現状は今も法定福利費を別枠計上させないところが大半ですね。

そして、例えて言いますと見積り 1,000 万出した、そして、その中には法定福利費を別枠計上しておるのですけれども、私どもはその 1,000 万を見積りして、おまえ何ぼ引くんや言うて、それなら 800 万でいきますと。それならそれで 800 万でいきますけれども、別枠に書いています法定福利 100 万を上乗せしてくださいと。そうしたら 900 万になります。そういう発注をしてほしいのですというお願いをしても、注文書には平米単価幾らで法定福利費を含む、こういうことになるわけですね。ですから、消費税と法定福利は税なので何

とか別枠計上をして、それを値引き対象とさせないということを徹底してほしいと、そういうお願いでございます。

以上です。

【四国地方整備局建政部 回答】

法定福利費に関しましては、この前の立入調査においても、標準見積書等を確認してきたということもございますが、先ほど来申し上げたように、Gメンの取組においても実地調査に先行して書面調査を行います。その書面調査においてはその他経費の部分で法定福利費を計上されているかといったことも確認した上で実地調査を行いますので、そういったことも含めてGメンにおいては取り組んでまいりたいと考えております。

【四国地方整備局 要望】

さっきのテーマで、私、御要望があって、こっちでできること、Gメンとかやれることはやらなきゃなという、それはそのとおりだと思ってやることはやるのですけれども、日建連とか各県の建設業協会とか、そういうメンバーの方とお話をしているとよく聞くのが下請の方の言い値で今全然下請が見つからなくて苦しいのですという声をよく聞いて、今伺っているのと、それぞれの立場で言っているからそうなるのでしょうけれども、それぞれがそう言っているのがどうも頭の中でかみ合わないなと思って、実態をもうちょっと聞かないとあれかなという感じがするので、ちょっと事例を、マスコミの方がいらっしゃるからあれかもしれませんけれども、聞いたほうが我々もより分かりますと……

【建設産業専門団体四国地区連合会 意見】

地域による単価の格差というのが想像以上にひどいのです。例えばある物件があって、鉄筋工事でここ3万5,000円でやりますわという人がおったら3万5,000円で決まってしまうのです。東京へ行くとそれが普通にやっておるのが5万5,000円、本当に繁忙なところへ行くと6万5,000円でなかったらできませんよと言うと、6万5,000円でやってくれという、それは本当に倍ぐらいの単価の差があるのです。そんな3万5,000円のできるのかねという、できないのですけれども、遊ぶよりましというイメージで取る人がおるのです。

だから、元請から局長が聞かれて、下請の言ったとおりでこんな単価で決まっているよ

というのが、地方へ行くと、これどうしても取らないかんけれども、これぐらいしか入らんぞと。いや、それではできませんよと思ったら、全然関係ないところからやりますという業者がおって、もうあそこに決めたぞとかいうような話がまかり通るといのは、今の四国がまさに仕事が本当に少ないので、信じられないくらいの単価になっている現場もあるということなのですね。どうでしょう。

【(一社) 建設産業専門団体連合会 意見】

四国で聞かれたということですね。それはあり得ないのではないですかね。皆さん下を向いておられますよね。やってくれないというのは、それやってくれない理由は安過ぎてできないのではないのでしょうか。だから、言ってもやってくれない、忙しいからやってくれないというのは、私はここ四国においてはちょっと何を言っておられるのかなという、皆さん多分同じ意見だと思うのですけれども。

【四国地方整備局 質問】

さっきのお話だと、この3万 5,000 円でやりますと言う人も同じグループなわけですね。それ余りやるとカルテルになったりして、それは法に触れるのでしょうかけれども、それは何なのでしょうね。元請からすると安くやりたいという人がいたら、では安いほうにと自然に行っちゃいますよね。それは止めようがないのですかね。どうしたらいいのでしょうか。

【(一社) 建設産業専門団体連合会 意見】

賃上げを5%にしろというのは国の要請ではないですか。賃上げの原資が上がらないのにできないですよ。例え3万 5,000 円のところがいたら元請はそこを使う。これは自由競争だから仕方ないと言って今まで来たから日本って貧乏になったと思うのですよ。これだけ何年も賃金が上がらないという理由は。なので、今回の仕組みは、官製賃上げを求めるのであれば官製価格転嫁をしてくれということが今回のこの仕組みなのですね。ですので、安いところに流れるということ自身を認めてしまうと何ら変わらないので、その安さは適正なのかという。

今までは「不当に低い」とか「著しく」という表現で法律の中に書いていましたけれども、その基準がなかったの国は何もできなかったわけですね。19 条の3は。その一定の基

準を示すのが標準労務費になると思いますので、安いところに流れるということがこれからは正しくないのではないのでしょうかね。その安さというのが生産性ごとにその安さになるということは理解できるのです。それは当然なのですよ。現場によって違いますから。でも、国の出したこの建物に対してこの価格帯というのが出てきた。それに対して、ピン留めをしていただいたので、この現場は変わらないではないですかと。そこを建設Gメンの入って見てもらうということになろうかと思うのですよ。ですので、3万5,000円に流れるのがいい、仕方ないというのはちょっとこれからはあり得ないのではないかと。

【四国地方整備局 意見】

3万5,000円とか、架空の話であれなのですからけれども、明らかに安いのはまずいから、そこはGメンが要るのでしょうけれども、その競争の中で各社が努力をして、例えば調達の方法を変えてとか何を変えてとかいう工夫の中で、まさに生産性を上げてもらうと思いますけれども、その中で安い人がいると、それは自由競争なので、そこはいいのじゃないかと。

【(一社)建設産業専門団体連合会 意見】

ただ、その安くできたのは結果論ではないですか。契約ベースでは安くできるか生産性が向上するかどうかなんか分からないわけですよ。結果その生産性になったということなので、その生産性でできますよということを言い始めると、例えば10万の仕事のうち5万円でできますと。生産性は武田さんのところよりうちは倍高いんですわということを黙認してしまったら、賃上げもできないし、社会保険も入れられないしという状況が今までだったのですよ。

なので、今回標準労務費でトン幾らというくぎを刺してもらえるので、そこからの基準でどうなのかと。生産性を評価していただきたい。それは初めは難しいと思うのですよ、現場の生産性は。でも、何年もGメンの方に入っていたら、Gメンの方もデータが蓄積されていくと、こういう現場はこれぐらいの歩掛りになると。営繕のほうは今建築のほうで歩掛りを全然持っていませんので。

だから、それをやろうと始めていかれるので、その裏づけがCCUSではないかなと思うのですよ。どれだけの歩掛りでいける、生産性が高いと言ったけれども、実際にどれだけの人工で収まっているのかというのは調べようと思ったら裏づけは取れますので、本当にその生産性で収まったかどうかはチェックはできるわけですよ、理論上。ですので、そこは今

基金にも本省のほうにもお願いしているのは、ただ回るだけではなくてデータを蓄積して
いって、その歩掛りが正なのかということを取ってほしいと。そこは声を大にしてお願いし
ているところです。

【四国地方整備局 意見】

そこは理解しているつもりですけれども、本当に各社、うちで言うとCぐらいの元請さん
なんかが来て話をしているというのは、本当に下請の方を見つけるのが大変なのですと。な
かなかやってくれない、言い値なのですということを1社とか2社だけでなくみんな言う
のですよ。

【四国地方整備局 質問】

最初にお話しいただいた、安いのを言うから手を挙げるところがない、やってくれると
ころがないとおっしゃったのですけれども、ということは安いにはならないと思うの
ですけれども、そののどういうことが起こっているのだろうというのが。おっしゃるように、
下請をたたいて安くやれと言っているというのもあり得るのかなと。想像の範囲ですけれ
ども。だけれども、元請が、いや、みんなやってくれないからどんどんどんどん高くなって、
もう言い値ですわと言っているのもそういうこともあるのかなと思ってしまって、どこに
真実があるのかよく分からない。

【建設産業専門団体四国地区連合会 回答】

今ここへ来て、地元の工務店、元請さんもこれまではそっぽを向いておったのですけれど
も、4週8閉所をやらないといかんと思出したのですね。僕らは、ここに來られておる
ところはやはりゼネコン、日建連の傘下の仕事もかなりされておるところなので、4週8閉
所になっておる現場が多いので、ただ、4週4閉所でやっておったときと4週8閉所でやっ
ておったとき、作業員の給料を確保しようと思ったら、やはり2割近い作業員の単価も上げ
てやらんと年収が確保できない。そういう意味で、やはり請負価格を上げていくということ
で、こちらも積算する単価も上げて出しておったのですね。

地元はそんなことは全然言っていませんし、今も土曜日、どこか応援ないかな、地元のあ
そこは現場が動いておるから、あそこで応援行こうと言って、やはり土曜日の仕事は現場が
オープンしているところが少ないもので、地元は4週4閉所のところがまだまだ多いので、

そういう中で、僕らはそういう4週8閉所に対する費用とか、そういう費用をわしてずっと見積りを出していくのですけれども、そういうのにゼネコンは対応してもらえるのですけれども、地元がなかなかそこまでの対応をしてもらえないというのがあってはないかなとは思っています。

【四国地方整備局 質問】

今の最後の対応してもらえる、ないというのは、具体的にはそれでは金を見ないということですか。対応してもらえないというのは、具体的には。

【建設産業専門団体四国地区連合会 回答】

4週8閉所の別途のお金とかを計上しても見てくれないし、法定福利費も書くだけ書いてこい、全部値引きと、通常そのようにされる地元の工務店もあります。だから、Gメンさんが行かれて、下請これですわとずっと出されても実際それで僕らと契約した内容がそのままそこにオープンになっておるかどうかというのは分からないかも分からないですね。

【四国地方整備局 質問】

もちろんGメンが行って見つけられればいいのでしょうけれども、もともと契約してしまくと、やはり元請のほうが力が強いとか、対等な関係になっていないというところが一番の問題ですね。そういうことですよね。

それが下請のほうが数が足りなくて本当に下請の取り合いになっていると逆転するのですかね。そういうことですかね。

【建設産業専門団体四国地区連合会 回答】

冒頭の挨拶でも言ったのですけれども、仕事がどんどん増えて作業員が少なくなるとひとりで単価は上がるのですけれども、仕事が減ってくると単価は上がったことは一回もないので、必ず下がります。

【四国地方整備局 質問】

その四国の特徴というのが最初岩田会長がおっしゃっている、波があるから、少ないときは多少よくても、どちらかというとき逆のときはかなりきつくなっている、そういう波がある

というのは、小さいからそういう波になるのであって、パイが大きくなればなるほどその波は打ち消し合って小さくできるということですかね。四国の特徴としては。

【(一社) 建設産業専門団体連合会 回答】

価格が安定しても稼働率が下がると下がるのですよ。それで、今のお話で言うと、四国はパイが小さいので、この中で繁閑調整って相当難しいわけではないですか。でも、東京のような大きなパイになると、波が小さいのではなくて、この中で調整がしやすくなるのですよ。もともと数も多いですし、仕事量も多いので。ですので、大手のゼネコンさんなんかだと、もうこれ関東圏という見方から全国という見方をされていて、この支店は、例えば関西支店は今年はノルマはこれでいいと。なので、熊本でビックワンが出たから熊本を関西支店がやれ、北海道は名古屋支店がやれとか、そういうような見方にだんだん変わっていて、職人さんの流動化を図ろうとしているわけですよ。そういう考え方を今度四国にぎゅっと絞って見直すと、この中ではもう調整ができないのですね。

ですので、繁閑差で上がったたり下がったり、では、四国全体が忙しくなったら上がるからみんな上にいるのかといったらそんなことはないわけですよ。今までそれを繰り返してきた、忙しかったからそれは結果的に上がっているだけの話で、暇になれば下がるのです。そうしないように標準労務費でピン留めをしてもらったわけですね。次の課題は、やはり人をどう流動化させるかということになるろうかと思います。その一環が外国人の特定技能なのです。建築、土木、ライフラインと、あれで中での移動を可能にしたわけですね。育成就労も結局そのように同じようになると。

ですので、外力が今、鉄筋はもう2割、都心部では3割、鉄筋屋は3人に1人が外国人なのです。多分業種によっては同じだと思うのですけれども、そうになると、その中の繁閑調整をどうするかということで打診を受けて、では、繁閑が違う職種、例えば躯体が忙しいときは仕上げが暇なのです。仕上げが忙しいときは我々は暇になる。ですので、この中での移動ができるようになるのではないかと。

日本人であれば、私は鉄筋屋やとなりますけれども、外国人からすると、かえって鉄筋屋の職種なんかある国はないので、もう躯体工なわけですね。いろいろな職種に携わってきたという能力を買ってもらうほうがいいので、外国人を鉄筋の暇なときは仕上げに回すと。仕上げのほうは仕上げのほうで教育をして出しましょうと。それを建専連の理事会でも話をして、そういうタイミングが来たらお互いに教育をして、外国人だけでも移動、流動化でき

るように準備をしようと。次のポイントはそこになるかと思えます。稼働率を下げないための方法で。

【(一社) 建設産業専門団体連合会 回答】

恐らく平たく言うと、我々も断るときは、すいませんと。今本当ちょっとすいません、忙しいんですわと言って、この金じゃできるかというようなものもやはり表現の方法だと思いますし、元請さんもこの金で、普通が例えば3万5,000円であれば3万円で何とかやらせたい、私はこれで何とかやらせたいと。それを断ってきたから1,000円何かもうちょっと引けやみたいなことと言ってもやってくれへん。それで3万5,000円で決まったことを言いなりですわと、所長はね。自分の予算でできないことが言いなりで、できないことに不満があつて、もう下請の言いなりですわというようなことになっているのではないかと思います。四国で今忙しいと聞いているのは私は全然ないので、そういうことではないかと思えますけれども。

【四国地方整備局】

ありがとうございます。非常によく分かりました。この安い値ではできませんと言わずに、忙しくてと断るといのが多分実態なのでしょうね。そういうことなのでしょうね。分かりました。